

## 第14章 仲裁

(仲裁)

**第129条** J T U及び加盟団体が開催した大会又はその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

### 附 則

- 1 この規則は、2006年4月1日より施行する。
- 2 この規則施行前に施行されたJ T U競技規則は廃止する。